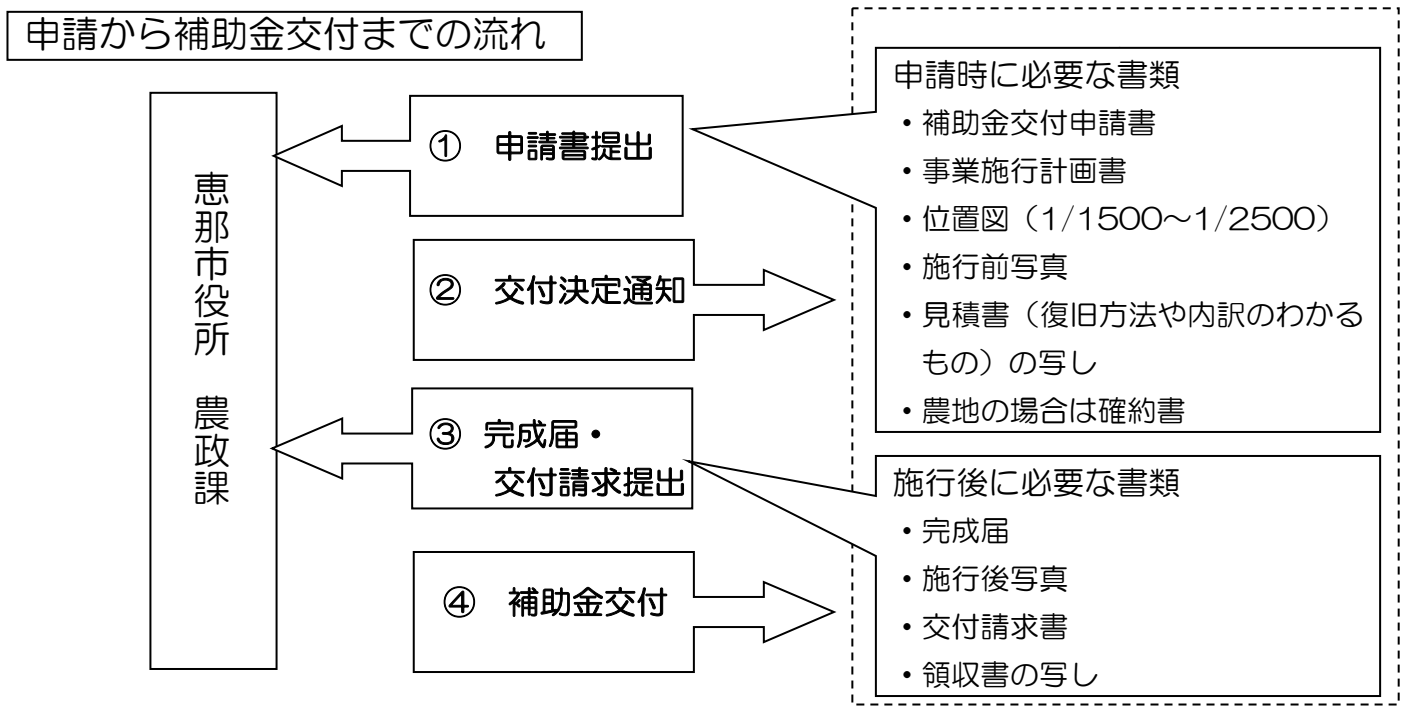


恵那市では農地や農業用施設の小規模災害の 自費復旧に対し補助金を交付します

補助の対象	① 恵那市内にある農地、農業用施設 ② 1時間当たり20mm以上または1日当たり80mm以上の降雨により被災 ③ 復旧の経費が1箇所当たり10万円以上のもの ④ 原形復旧であること ⑤ 当年度中（3月末日まで）に完成できること
補助率	農地は経費の50%（上限20万円） 農業用施設は経費の65%（上限26万円） ※1,000円未満の端数切捨
申請方法	申請書に関係書類を添付して恵那市役所農政課農山村保全係まで提出してください ・ 補助申請は原則として着工前です ・ 提出書類は返却しません ・ 恵那市のホームページから書式のダウンロードができます ・ 申請書のほかに被災写真・復旧方法、内訳がわかる見積書等が必要です
交付決定	申請書の審査を行い交付決定通知書をお送りします。 ※ 補助金の支払は完成届提出後となりますのでご注意ください。
完成届・交付請求	事業の完成を確認できる写真と領収書を添付して提出して下さい
補助金交付	完成届を審査し、補助金を口座振込みいたします。
その他	工事の内容を変更した時や、中止した時は変更申請書の提出が必要です



問い合わせ
 恵那市役所農政課農山村保全係 0573-26-2111（内線363）